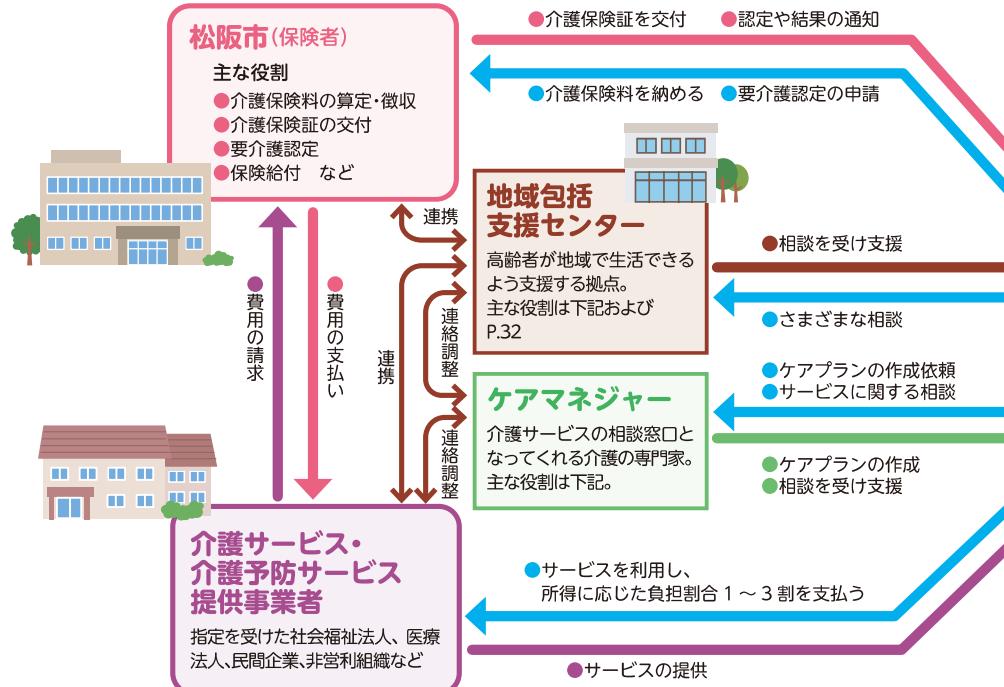


介護保険制度のしくみ

住み慣れた地域でいつまでも

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。40歳以上の皆さ
介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで介護保険サービスを利用で



「地域包括支援センター」とは？

地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談窓口です。

→詳しくは、P.32

「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。

利用者は居宅介護支援事業者を選ぶことができますし、変えることもできます。

【主にどんなことをするの？】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業など

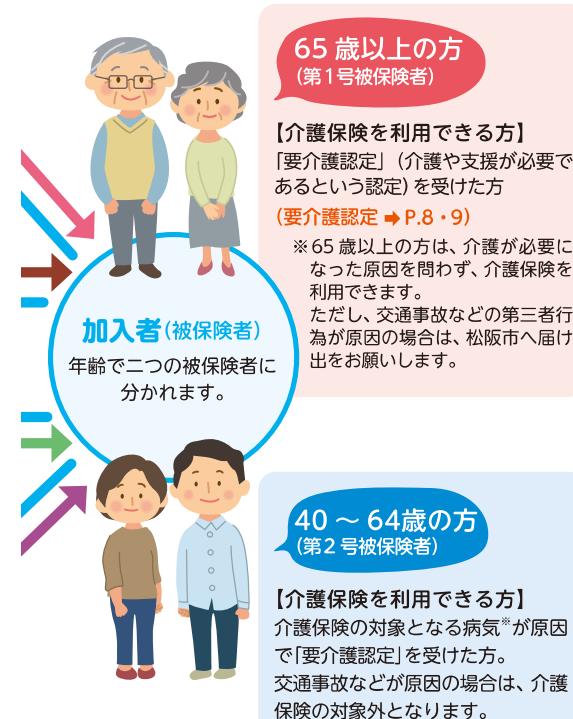
【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
 - ケアプランの作成
 - 介護サービス事業者との連絡調整
 - サービスの再評価とサービス計画の練り直し
 - など
- ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。



元気に

んが加入者（被保険者）となり、保険料を納め、
きます。運営は松阪市が行っています。



介護保険証

介護保険のサービスを利用するとときなどに必要になります。大切に保管しましょう。

65歳以上の方は

65歳になる月に全員に交付されます。

40~64歳の方は

認定を受けた方に交付されます。

【介護保険証が必要なとき】

- 要介護認定を申請（更新）するとき
- ケアプランを作成するとき
- 介護保険サービスを利用するときなど

介護保険被保険者証	
番 号	
被 保 険 者	
姓 名	
生年月日	年 月 日
空欄年月日	年 月 日
保険者番号 松阪市	
三重県松阪市(059-631-3000) E-mail: cbs@city.tsu.lg.jp 松阪市印	

負担割合証

要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者（事業対象者）には、負担割合（1~3割）を示す「介護保険負担割合証」が交付されます。

※負担割合に関して、詳しくはP.34

【負担割合証が必要なとき】

- 介護保険サービス等を利用するとき

【有効期限】1年間（8月1日～翌年7月31日）

介護保険負担割合証	
空欄年月日	年 月 日
番 号	
被 保 険 者	
姓 名	
生年月日	年 月 日
空欄年月日	年 月 日
保険者番号 松阪市印	

負担割合（1~3割）
が記載されます。

介護保険証、負担割合証はイメージです。
実際のものとは異なります。

介護保険 Q & A



Q 介護保険には、加入しなくてもいいのですか？

- A 40歳以上のすべての方が加入します。また加入は自動的に行われ、手続きは必要ありません。
- A 介護保険制度は、高齢者などの介護を社会全体で支え合う仕組みです。介護保険サービスを利用する、しないにかかわらず、40歳以上のすべての方が加入することになります。

Q サービスを利用していないのですが、納めた保険料は返してもらえますか？

- 医療保険と同様に、保険料をお返しすることはできません。
- A 介護保険料は、介護保険サービスの費用をまかなう大切な財源です。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。どうかご理解ください。

Q 交通事故が原因で介護が必要となった場合、介護保険サービスは利用できますか？

- 65歳以上（第1号被保険者）の方は、介護が必要となった原因を問わず、要介護認定を受ければ介護保険サービスを利用できます。ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、松阪市へ届け出をお願いします。
- 40～64歳（第2号被保険者）の方は、特定疾病を原因として介護が必要となり、要介護認定を受けた方が介護保険サービスを利用できます。

Q 認定の申請をしましたが、結果が出る前にサービスは利用できますか？

- 暫定プランによりサービスを利用できます。
- A ただし、認定結果によっては非該当になる場合や介護保険で利用できるサービスの支給限度額が変わることがありますので、ケアマネジャーとよく相談し、サービスを利用してください。

Q 現在入院中ですが、認定の申請をすることはできますか？

- 退院後に在宅で介護保険サービスを利用する場合、または、介護保険施設への入所を希望する場合は申請できます。要介護認定は、病状が安定していることが前提となりますので、安定してから申請してください。

Q 本人の状態が変化した場合、認定結果を変更してもらうことはできますか？

- A 介護の必要な度合いが変わった場合などには、要介護度の区分変更申請ができます。

Q 施設に入所するにはどうすればいいのですか？

- A 施設への入所を希望する場合は、施設に直接お申し込みください。
入所の順番は「介護の必要性の高い方を優先する」という考えに基づいて決められています。